

平成25年7月11日
国土交通省
九州地方整備局

事業所等の自衛水防への取組みを支援します！ ～水防法改正に伴う支援～

7月11日から施行される改正水防法において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下、「事業所等」）については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等の自衛水防の措置を行うことが盛り込まれました。

このため、九州地方整備局では、河川関係事務所の相談窓口で、事業者等の自衛水防の取組みを積極的に支援します。

【ポイント】

○背景

- ・全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていたことから、第183回国会において水防法が改正されました。
- ・今般の法改正により、市町村地域防災計画に定められた事業所等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

問い合わせ先 【災害情報普及支援室】

武雄河川事務所

副所長（技術）山本 佳久（内線205）

防災対策推進官 光武久修（内線306）

TEL 0954-23-5151（代表） 0954-23-7939（直通）

筑後川河川事務所（佐賀庁舎）

副所長（技術）若松 信一（内線204）

施設管理課長 福留 泰男（内線341）

TEL 0952-41-8801（代表）

○相談窓口(災害情報普及支援室)

(1) 支援内容

- 一 河川等のハザードマップの作成に関する技術支援
- 二 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- 三 各河川で既に設置されている水防協議会等で、各施策の普及・支援。
- 四 その他、災害情報を普及するために必要な支援

(2) 構成

※別紙 2 参照

(3) 自衛水防に係る事業所等

事業所等 (浸水想定区域内で市町村地域防災計画に記載)	地下街等	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務づけ	義務	努力義務	努力義務
措置の目的	避難の確保 浸水の防止	避難の確保	浸水の防止
措置の内容	計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置		
公共側からの支援措置	市町村長から洪水予報等の情報を事業所等の所有者・管理者、自衛水防組織の構成員に直接伝達		

(4) 想定される支援内容例

- 事業所等の所有者又は管理者による避難確保計画又は浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置及び訓練の実施を行おうとする際の技術的な助言
- 当該事業所等の訓練と併せた洪水予報等の情報の伝達訓練の実施

等

相談窓口（災害情報普及支援室）構成員一覧表（佐賀県）

事務所名	構成員	役職	氏名	代表窓口	連絡先
筑後川河川事務所 （佐賀庁舎）	室長	副所長（技術）	若松 信一		TEL:0952-41-8801 （内線341） [施設管理課内]
	スタッフ	施設管理課長	福留 泰男	○	
		建設専門官	糸山 国彦		
武雄河川事務所	室長	副所長（技術）	山本 佳久		TEL:0954-23-5151 （内線306） [防災情報課内]
	スタッフ	調査課長	佐藤 博志		
		建設専門官	興梠 逸郎		
		防災対策推進官	光武 久修	○	